

松伏町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年6月

松 伏 町

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画	1
第1章 背景	1
第2章 行動計画の作成	2
(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	
(2) 特措法が対象とする感染症	
(3) 町行動計画の作成	
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
第1章 目的及び実施に関する基本的な考え方等	5
第1節 目的及び基本的な戦略	
第2節 基本的な考え方	
第3節 実施上の留意事項	
第4節 役割分担	
第2章 対策項目及び横断的視点	12
第1節 町行動計画における対策項目	
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	16
第1章 実施体制	16
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	18
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第3章 まん延防止	20
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第4章 ワクチン	21
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第5章 保健	28
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	

第6章 物資	29
第1節 準備期・初動期	
第2節 対応期	
第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保	30
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
用語集（五十音順）	

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

第1章 背景

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月には我が国でも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認された。その後、同年2月には、埼玉県でも最初の感染者が確認された。

同年3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が改正され、新型コロナを同法の適用対象とし、

同法に基づく新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、国を挙げて取り組む体制が整えられた。

一方、発生当初は、この未知のウイルスに対し、治療薬やワクチンのめどが立たない中、対症療法としての対策を行わざるを得ない時期であった。埼玉県では、埼玉県新型感染症専門家会議による助言のもと、医療体制を充実させるべく、そのための時間を稼ぐため、県民への外出自粛要請や飲食店等への営業時間短縮要請、学校教育活動の制限等、社会・経済活動の多くを停止させる措置を行った。松伏町においても新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、庁内で情報を共有するとともに、県の要請に基づき町民への要請や町事業の実施、公共施設の利用制限などに関する決定を行った。

また、全国的にその間の経験と反省を基に、以降は感染拡大防止と社会・経済活動との両立を目指すとともに、令和2年11月には、ワクチン接種の開始を見据え、新規陽性者数の多寡にかかわらず、重症者及び死亡者を抑制することを戦略目標とし、重症化リスクの高い高齢者等への対策等に注力することとなった。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の5類感染症に位置付けられた。

また新型コロナウイルスワクチンが令和6年度から予防接種法（昭和23年法律第68号）上の定期接種に位置づけられたことにより、松伏町では令和6年10月1日から定期接種として予防接種を開始した。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナに対峙してきたが、この経験を通じて強く認識したことは、感染症危機が、町民の生命及び健康へ

の大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする町民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。そして、感染症危機は新型コロナ対応のみで終わるものではなく、次なる感染症危機が将来必ず発生するものであることを改めて認識した。

私たちは、新型コロナ対応を通じて、多くの知見を蓄積した。また、新型コロナを通じて見えてきた課題もある。町として、それらを今後想定される感染症危機対応に生かすとともに、町の持続的発展を可能とするため、コロナを超克した10年先、20年先を見据えて、その礎を築いていくことの必要性を認識している。

新型コロナ対応では、町の関係機関が一丸となって、この未知のウイルスに対峙（たいじ）した。関係機関同士の顔の見えるネットワークを平時から構築するとともに、これまでに培った知見を風化させることなく次代に紡いでいくことの重要性を痛感している。

第2章 行動計画の作成

（1）特措法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の程度によっては社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、県、市町村、指定地方公共機関等、及び事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

(2) 特措法が対象とする感染症

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、以下のとおりである。

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを対象としている。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

(3) 町行動計画の作成

平成25年6月7日、国は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成し、続いて埼玉県が平成26年1月「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

それに合わせ、松伏町では、特措法第8条第1項の規定により、政府行動計画及び県行動計画に基づき「松伏町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を平成27年2月に作成した。

本計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえ、令和7年1月の県行動計画の改定に合わせて改定したものであり、適切に町行動計画の変更を行うものとする。なお、主な改定内容は以下のとおりである。

1. 想定される感染症

新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症等をも念頭に置く。

2. 時期区分の変更

記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実する。

3. 対策項目の充実

これまでの6項目から7項目とし、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンの普及等に応じた対策の機動

的な切替えについても明確化する。

4. 実効性の確保

実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、国、県及び市町村を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練又は研修を実施する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内及び県内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くがり患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、県、町及び関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。

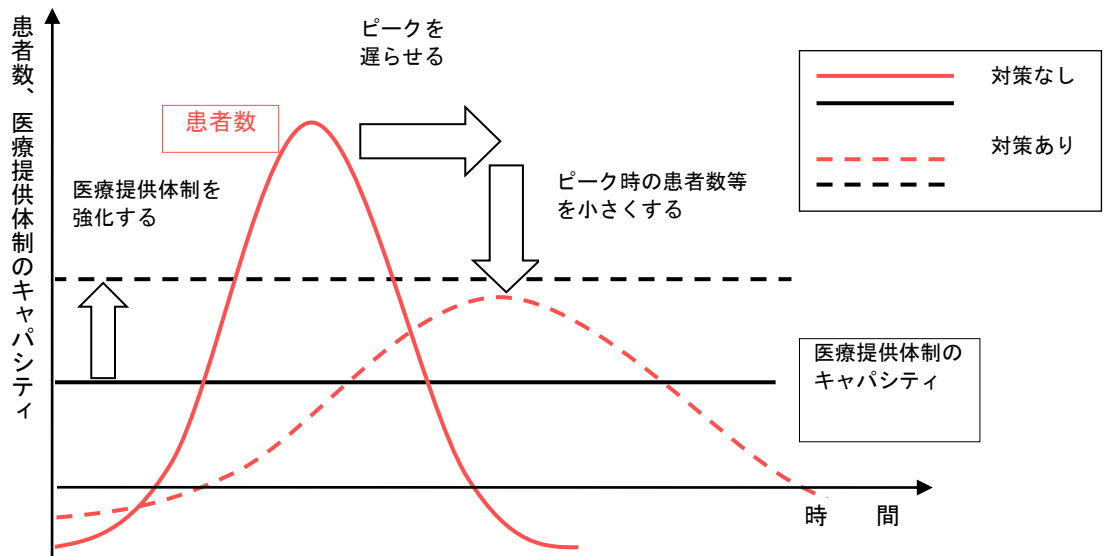
（1）感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減すること及び医療体制を強化することで、患者数が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

（2）町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ① 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。
- ② 事業継続計画を作成し、実施することで、感染症の防止、医療の提供の業務や町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果（概念図）>



第2節 基本的な考え方

(1) 対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そのため、町行動計画は、政府行動計画、県行動計画同様、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特徴を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できる対策を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

(2) 対策の柱

町行動計画においては、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれたものを目指し、新型インフルエンザ等発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった対策を確立する。

① 発生前の準備

発生前の段階では、町民に対する啓発、県及び関係機関との情報共有

など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

② 海外発生段階の対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、国や県の指示のもと、直ちに対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能ということ为前提に対策を策定することが必要である。

③ 県内発生当初での感染拡大抑制

県内での発生当初の段階では、町民の積極的な感染予防策による感染拡大スピードの抑制が重要となるため、県とも連携を図り、積極的に町民へ情報を周知していくことが必要となる。

④ 県内感染拡大期の対応

県内で感染が拡大した段階では、社会は緊張し、不測の事態が生じることも想定する必要がある。国、県、町、事業者等は相互に連携して、医療の確保や町民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

⑤ 対策の評価と見直しと柔軟な対応

県内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定した強力な対策を実施する。

常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価する。その結果、新型インフルエンザ等の病原性が判明し、季節性インフルエンザ対策よりも強い対策を実施する必要がないことが明らかになった場合には、必要性の低下した対策を速やかに縮小・中止する。

事態によっては、臨機応変に柔軟に対応し、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う必要がある。

第3節 実施上の留意事項

町、国、県、他市町村又は指定地方公共機関等は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進、町の業務改革及びDX化等を行う。

（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、県の方針に倣い感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（３）基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たり、町民及び町内事業者（以下「町民等」という。）の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

（４）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

（５）関係機関相互の連携協力の確保

松伏町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、県対策本部、政府対策本部と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対

策を総合的に推進する。町対策本部長は、本町域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要と認められる場合には、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(7) 感染症拡大時のデジタル技術の活用（診療・相談・陽性者の登録・薬の処方等）

感染症危機対応には、DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要となる。

特に、感染症拡大時において、人との直接的な接触を伴うことなく医療をはじめとした社会経済活動をデジタル技術を通じて維持することが期待できる。

感染拡大時における診療・相談・陽性者の登録・薬の処方等情報収集・共有・分析基盤の整備、医療機関等の事務負担軽減による対応能力の強化等、あらゆるケースにおいてデジタル技術の活用を積極的に検討していく。

(8) 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第4節 役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定地方公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及

び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

（２）県及び町の役割

県及び町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や宿泊施設等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築すること等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備する。

また、措置協定の内容とともに、県行動計画で定める各対策の実効性を確保するため、埼玉版 FEMA の訓練を毎年度実施し、関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築することにより、感染症有事の際の迅速な体制移行及び感染症対策の実行につなげることとする。

さらに、感染症有事の情報収集体制を整備するとともに、関係機関と連携のもと、諸外国の先行事例や論文等の分析を含めた調査研究を行う。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市、感染症指定医療機関等で構成される埼玉県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、埼玉県地域保健医療計画等について協議を行うことが重要である。また、感染症法第10条に規定する予防計画（以下「予防計画」という。）に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【町】

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

（3）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（4）指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（5）登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うこ

とが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の方が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 対策項目及び横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目

(1) 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

① 実施体制

- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、町の危機管理の問題として取り組む必要がある。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関において緊密な連携を維持しつつ的確な政策判断を行い、感染拡大の抑制に努め、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう以下の体制を整える。

ア 発生前の体制

新型インフルエンザ等の発生前から、事前準備の進捗の確認及び関係部局等の連携を確保するために、すこやか子育て課長を会長とする新型インフルエンザ等連絡会議を設置し、庁内一体となった取組を推進する。

庁内各課においては、県や関係機関等との連携を強化し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。

イ 発生時の体制

国内で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、副町長を会長とする新型インフルエンザ等対策推進会議を設置し、情報の収集、伝達、事前準備等を行う。

また、埼玉県を対象区域として緊急事態宣言が発出された場合は、政府対策本部の基本的対処方針及び県の対策方針に基づき、庁内一体となった対策を推進するため、速やかに町長を本部長とする町対策本部を設置する。

なお、緊急事態宣言が発出される前においても、本部長の判断に基づき、任意の町対策本部を設置することがある。

本部長は、必要に応じ町対策本部に有識者等の出席を求め、専門的意見を聴取する。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜（さくそう）しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民、県や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と合わせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながることを重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

一方で、特措法第5条において、町民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとしてされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染力等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、町の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを通

切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

町は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があり、これらの取組に資するよう県と一体となって地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時に、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関等は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、町民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え 方及び取組

第3部では、主要7項目ごとに各課がとるべき対応を記載している。ただし、新型インフルエンザ等発生時の対応は想定どおりに進まないことが考えられるため、発生時点において関係各課で調整を図りながら進めるものとする。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっている。発生時期ごとの対策はあくまでも目安であり、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期については、国の基本的対処方針をもとに判断する。また、個別の対策について、国、県から別途の要請があった場合には、これに協力する。

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練又は研修の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練又は研修を実施する。

【すこやか子育て課】

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

① 町は、町行動計画を作成・変更する。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する方その他の学識経験者の意見を聴く。

② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

③ 町は、特措法の定めのほか、町対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。

④ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる担当職員の養成等を行う。

【すこやか子育て課・政策総務課】

1-3. 国、県、町及び関係機関の連携の強化

① 町は、国、県及び関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

② 町は、国、県及び関係機関と新型インフルエンザ等の発生に備え、情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

【すこやか子育て課・政策総務課】

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、対策推進会議又は町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

【すこやか子育て課・政策総務課】

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

【行財政課】

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

町対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

【すこやか子育て課・政策総務課】

3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

【行財政課】

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手續

町は、緊急事態宣言がされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町対策本部長は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

【すこやか子育て課・政策総務課】

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

【すこやか子育て課・政策総務課】

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 町における情報提供・共有について

県や他市町村の対応も参考にしつつ、準備期から町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行う。

【すこやか子育て課・政策総務課】

1-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政機関として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、町は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県が必要と認める情報を提供する。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と町の行動計画等に位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておく。

【すこやか子育て課・政策総務課】

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する準備を進める。

【すこやか子育て課・政策総務課】

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 町における情報提供・共有について

町においては、国や県の取組に関する留意事項を参考とするほか、他市町村の対応も参考にする。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

【すこやか子育て課・政策総務課】

2-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政機関として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

【すこやか子育て課・政策総務課】

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する。

【すこやか子育て課・政策総務課】

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 町における情報提供・共有について

町においては、国や県の取組に関する留意事項を参考とするほか、他市町村の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

【すこやか子育て課・政策総務課】

3-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政機関として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

【すこやか子育て課・政策総務課】

3-2. 基本的方針

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、相談窓口等を継続する。

【すこやか子育て課・政策総務課】

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

【すこやか子育て課・政策総務課】

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策を徹底し厳守する。

また、ワクチン接種の必要性等の理解を広め接種の促進を図り、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、理解促進を図る。

【すこやか子育て課・政策総務課】

2-2. 国内でのまん延防止対策の準備

町は、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

【すこやか子育て課・政策総務課】

第3節 対応期

3-1. 緊急事態宣言がされている場合の措置

県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 外出制限

・特措法第45条第1項に基づき、県が町民に対し、潜伏期間や治癒まで

の期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きむやみに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請することに、適宜協力する。

② 施設の使用制限

- ・ 特措法第45条第2項に基づき、県が学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うことに、適宜協力する。
- ・ 特措法第24条第9項に基づき、県が学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに、適宜協力する。

【すこやか子育て課・行財政課・教育総務課・教育文化振興課】

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1-1. 基準に該当する事業者の登録等

1-1-1. 登録事業者の登録に係る周知

町は、特定接種に係る事業者の要件や登録手続について、国が行う県内及び町内事業者に対する周知に協力する。

1-1-2. 登録事業者の登録

町は、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続について、必要に応じ、国に協力する。

【すこやか子育て課】

1-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

【すこやか子育て課】

表 1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】		
マスク	酸素ボンベ	カット綿
保護メガネ	輸液セット	クリアファイル
フェイスシールド	救急セット	番号札
手袋	救急ベッド	文房具
ガウン	保冷バッグ	ごみ箱
針・シリンジ	ワクチン用冷蔵庫	丸イス
舌圧子	担架	扇風機
膿盆	毛布	日よけシェード
聴診器	パーテーション	トランシーバー
ペンライト	パネル	ゴミ箱
血圧計	アクリル板	荷物かご
体温計	消毒液	ペーパー

1-3. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たり、ワクチン配送体制においては、事業者を把握しておく。また町内の医療機関と密に連携し、すぐにワクチンの供給ができるようにするために、接種量について国や県と密に連携しておく。

【すこやか子育て課】

1-4. 接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

町は、吉川松伏医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制を構築するとともに、必要な場合に資材を速やかに確保できるよう準備する。

【すこやか子育て課】

1-4-2. 特定接種

国が緊急の必要があると認める場合、町は特定接種の対象となり得る方に対し、速やかな特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

【すこやか子育て課】

1-4-3. 住民接種

平時から以下アからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

ア 町は、国及び県の協力を得ながら、町民に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づき接種体制を構築する。

イ 町は円滑な接種の実施のために、国及び県の技術的支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、町以外の市町村における接種を可能にするよう取組を検討する。

ウ 町は、医師会等の医療関係者と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認する。

速やかに接種することができるよう、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備する。

【すこやか子育て課】

1-5. 情報提供・共有

町は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、国とともにウェブサイトや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図る。

【すこやか子育て課】

1-6. DX の推進

① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない方に対しては、紙の接種券等を送付する。

【すこやか子育て課・行財政課】

第 2 節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-1-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、第 4 章第 1 節 1-2 において必要と判断し準備した資材について、

適切に確保する。

【すこやか子育て課】

2-2. 接種体制

2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する際は、吉川松伏医師会等の協力を得てその確保を図り、特定接種を実施する。

2-2-2. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県や町の介護・障がい者担当課と衛生担当課等が連携し行うことが考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、吉川松伏医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、吉川松伏医師会、近隣市町村、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、合わせて接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の方など、接種会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう検討する。

- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を図る。
- ⑧ 接種会場での救急対応については、被接種者に重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるように準備を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、具体的な必要物品としては、以下の表2のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

【すこやか子育て課・いきいき福祉課・政策総務課・行財政課】

表2 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】		
マスク	酸素ボンベ	カット綿
保護メガネ	輸液セット	クリアファイル
フェイスシールド	救急セット	番号札
手袋	救急ベッド	文房具
ガウン	保冷バッグ	ごみ箱
針・シリンジ	ワクチン用冷蔵庫	丸イス
舌圧子	担架	扇風機
膿盆	毛布	日よけシェード
聴診器	パーテーション	トランシーバー
ペンライト	パネル	ゴミ箱
血圧計	アクリル板	荷物かご
体温計	消毒液	ペーパー

第3節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、発生状況を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する方が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 町は、国からの要請を受けて、ワクチンを町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

【すこやか子育て課】

3-2. 接種体制

- ① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。また、国が定めるワクチン接種の優先順位を踏まえ、医療従事者やエッセンシャルワーカー等に対する接種を迅速かつ確実に実施する。

なお、国により職域接種の方針が示された場合は、事業者に対し、実施に関する正確かつ迅速な情報提供を行う。

- ② 町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国により追加接種の実施が判断された場合についても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国及び医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

【すこやか子育て課】

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

【すこやか子育て課】

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

町は国や県と連携し、接種体制の準備を行う。

【すこやか子育て課】

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

町は、全ての町民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理した接種体制を構築する。

【すこやか子育て課】

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

- ② 接種情報等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ホームページや SNS を活用して周知することとする。
なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報紙への掲載等、紙での周知を実施する。

【すこやか子育て課・政策総務課】

3-2-2-4. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて接種会場の増設等を検討する。合わせて、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう検討する。

【すこやか子育て課・いきいき福祉課】

3-2-2-5. 接種記録の管理

町は、県や市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた方が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、接種記録の適切な管理を行う。

【すこやか子育て課】

3-3. 副反応疑い報告等

3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

町は、国との連携のもと、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や、最新の科学的知見や海外の動向等の情報収集に努め、町民等への適切な情報提供・共有を行う。

【すこやか子育て課】

3-3-2. 健康被害に対する速やかな救済

町は、国の協力を得ながら、国から予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された方について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底する。

【すこやか子育て課】

3-4. 情報提供・共有

① 町は、町民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。

【すこやか子育て課】

3-4-1. 住民接種に係る対応

① 町は実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。

② 住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、広報に当たっては、次のような点に留意する。

ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。

イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。

ウ 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

【すこやか子育て課】

第5章 保健

第1節 準備期

1-1. 多様な主体との連携体制の構築

町村会を通じ、埼玉県感染症対策連携協議会の協議内容を共有し、平時から県や消防機関等と意見交換や必要な調整等を通じ連携を強化する。また、町は県の感染症危機に備える体制の構築に協力する。

【すこやか子育て課・地域安全課】

1-2. 健康観察実施の体制整備

町は、県が行う健康観察に協力する体制を整備する。

【すこやか子育て課】

第2節 初動期

2-1. 町民への情報発信・共有の開始

町は、国が設置した情報提供・共有のためのウェブサイト等を町民等へ周知するとともに、Q&A の公表や町民向け相談窓口等の設置等を通じて、町民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、双方向的なコミュニケーションの環境を整え、リスク認識や対策の意義を共有する。

【すこやか子育て課・政策総務課】

第3節 対応期

3-1. 主な対応業務の実施

町は県等と連携して、以下の 3-2 から 3-5 までに記載する感染症対応業務を実施する。

【すこやか子育て課】

3-2. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県からの協力依頼があった際、定められた期間の健康観察を行う。
- ② 必要に応じて県等及び町は協力し、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有しながら、食事の提供等当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。

【すこやか子育て課】

3-3. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報発信に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、県と連携し、工夫して感染症対策や各種支援策の周知・広報を行う。

【すこやか子育て課・いきいき福祉課・住民ほけん課】

3-4. 迅速な対応体制への移行

町は、県からの応援要請があれば状況に応じて協力する。

【すこやか子育て課・政策総務課】

3-5. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

町は、自宅療養の実施に当たっては、県とともに整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。

【すこやか子育て課】

第6章 物資

第1節 準備期・初動期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第22号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

【すこやか子育て課・地域安全課】

第2節 対応期

2-1. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は県、国、他市町村及び指定公共機関等との連携のもと、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、それぞれの機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

【すこやか子育て課・地域安全課】

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

【すこやか子育て課】

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

【すこやか子育て課・いきいき福祉課・住民ほけん課・行財政課】

1-3. 要援護者への生活支援

県内感染期における在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要援護者名簿等を活用し要援護者を把握するとともに、その具体的手続を決めておく。

【いきいき福祉課・住民ほけん課】

1-4. 物資及び資材の備蓄

- ① 町は、町行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による

物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

【すこやか子育て課・地域安全課】

1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

【住民ほけん課・環境経済課】

第2節 初動期

2-1. 要援護者への生活支援

町は、国、県の要請に応じ、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の準備を行う。

【いきいき福祉課・住民ほけん課】

2-2. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

【住民ほけん課・環境経済課】

第3節 対応期

3-1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

【すこやか子育て課・いきいき福祉課・住民ほけん課】

3-1-2. 要援護者への生活支援

町は、国、県の要請に応じ、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。

【いきいき福祉課・住民ほけん課】

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。

【教育総務課】

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、県とともに町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、県とともに新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

【環境経済課】

3-1-5. 事業者への対応

町は、県とともに町内の事業者に対し従業員の健康管理を徹底し、職場における感染対策を講じるよう要請する。

【環境経済課】

3-1-6. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県を通じての国からの要請を受けた場合、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう調整する。
- ② 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保できるよう県と調整する。

【行財政課・住民ほけん課・環境経済課】

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

【環境経済課・行財政課】

3-2-2. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するよう越谷・松伏水道企業団に要請する。

【行財政課】

●用語集（五十音順）

・医療計画

医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき、県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。

・医療措置協定

感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定に基づき、県と県内にある医療機関との間で締結される協定。

・衛生研究所等

地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）のこと。

・患者

新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

・患者等

患者及び感染したおそれのある者。

・感染者

町行動計画上では、新型インフルエンザ等の感染症に罹患した者をいう。なお、感染者には無症状者等罹患したことに無自覚な者を含む。また、陽性者とは、検査等を経て、罹患したことが判明した者をいう。

・感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

・感染症指定医療機関

町行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

・感染症対策物資等

感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。なお、その他の物資には、例えば消毒液等（医薬品でないもの）が含まれる。

- ・ **感染症有事**

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

- ・ **感染力**

病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度のこと。

- ・ **季節性インフルエンザ**

インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

- ・ **基本的対処方針**

特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

- ・ **緊急事態宣言**

特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

- ・ **緊急事態措置**

特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

- ・ **業務継続計画**

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

- ・ **健康観察**

感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

・健康危機対処計画

地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。

・検査等措置協定

感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

・県等

県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）。

・個人防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

・埼玉版 FEMA

発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めて、平時から訓練を繰り返すことによって、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力を強化しようとする取組。感染症危機対応において、埼玉版 FEMA は、本行動計画の実効性を確保するため、主体的な役割を果たすべき取組として位置付けており、連携協議会の委員を含め、全てのステークホルダーが不断に訓練を繰り返すことにより“関係機関同士の強固な連結を推進”し、連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認する。

・指定地方公共機関等

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。

・新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）のこと。町行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

・ **新型インフルエンザ等緊急事態**

特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。

・ **新型コロナウイルス感染症（COVID-19）**

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

・ **積極的疫学調査**

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

・ **相談センター**

新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

・ **双方向のコミュニケーション**

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む県民等が適切に判断・行動することができるよう、県による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

・ **登録事業者**

特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

・ **特定新型インフルエンザ等対策**

特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。

・ **濃厚接触者**

感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

・ **パルスオキシメーター**

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

・病原性

学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、県行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

・フレイル

身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

・まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

・リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

・ICT

Information and Communication Technology の略。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。

・PDCA

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

・5類感染症

感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナウイルスは、令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられた。